平成２３年（フ）第５７５号
川崎市中原区丸子通２丁目436番地　コーポサトウ202
債務者　中島　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９５号
川崎市幸区小向西町３丁目12番地　森田方
債務者　小高　秀介
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
川崎市幸区小向西町３丁目12番地　森田方
債務者　小高　満代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
川崎市高津区久地２丁目11番41号、前住所東京都稲城市東長沼999番地１　ステージワン316
債務者　田中　俊彦
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
川崎市高津区久地２丁目11番41号、前住所東京都稲城市東長沼999番地１　ステージワン316
債務者　田中　美里（旧姓越）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
川崎市多摩区菅馬場１丁目14番18号　ベルハウス２Ｆ
債務者　小林　恭子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉２―308
債務者　西岡亜衣子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６１号
川崎市多摩区菅城下23番６号
債務者　吉羽　弘之
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
川崎市川崎区小田２丁目１番３号　目黒方
債務者　佐藤奈津紀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７０号
川崎市川崎区鋼管通２丁目12番２号　エステートピアＭ２―101
債務者　松浦　達巳
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１８年（フ）第２６０号
長崎県佐世保市比良町15番７号、開始決定時の住所長崎県東彼杵郡波佐見町田ノ頭郷511番地４
破産者　戀塚　　勲
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市黒髪町20番18号、住民票上の住所長崎県佐世保市黒髪町50番17号
破産者　田村智津子
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５４６号
札幌市西区西町南２丁目１番３―304号
破産者　宮成　道保
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６５号
静岡県藤枝市高洲15番地の11　セジュール高洲103号、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目21番43号
破産者　青島　克行
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地40棟101号、前住所大阪府泉南市信達大苗代761番地の９
破産者　増廣　惠三
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係